

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

農林水産省農村振興局農村政策部

農村型地域運営組織（農村RMO）の形成と 厚生労働施策との連携



令和5年2月
農村振興局農村政策部

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

1

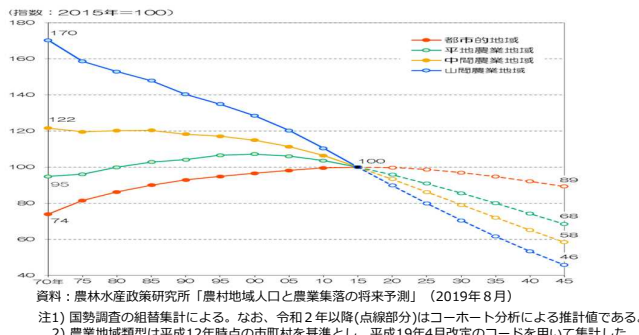
1. 農村RMO形成の推進

2

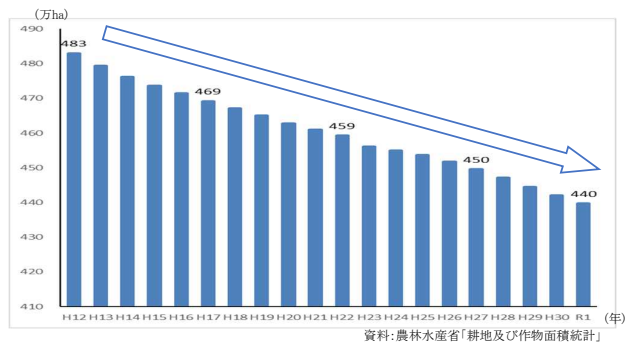
中山間地域の人口減少と農業集落の状況

○ 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下。今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

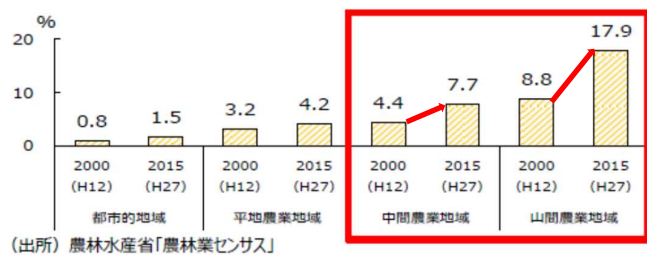
【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



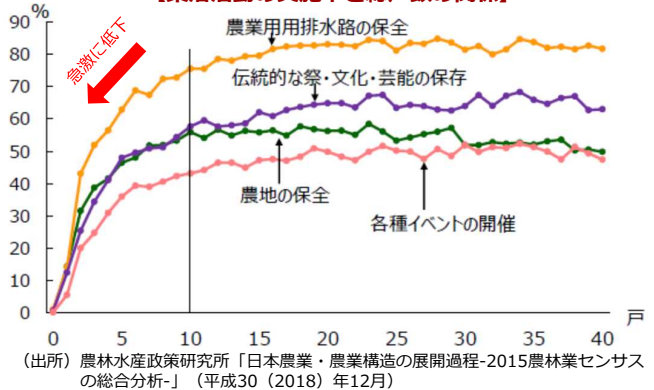
【耕地面積の推移】



【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



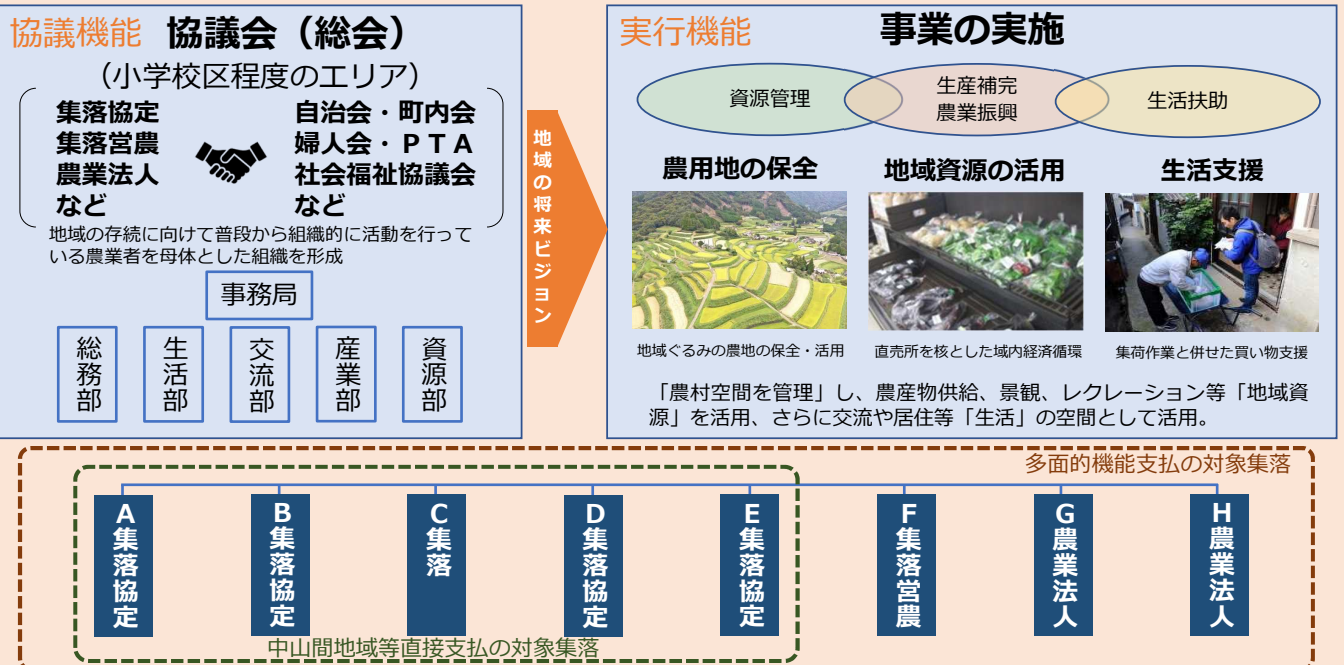
【集落活動の実施率と総戸数の関係】



中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

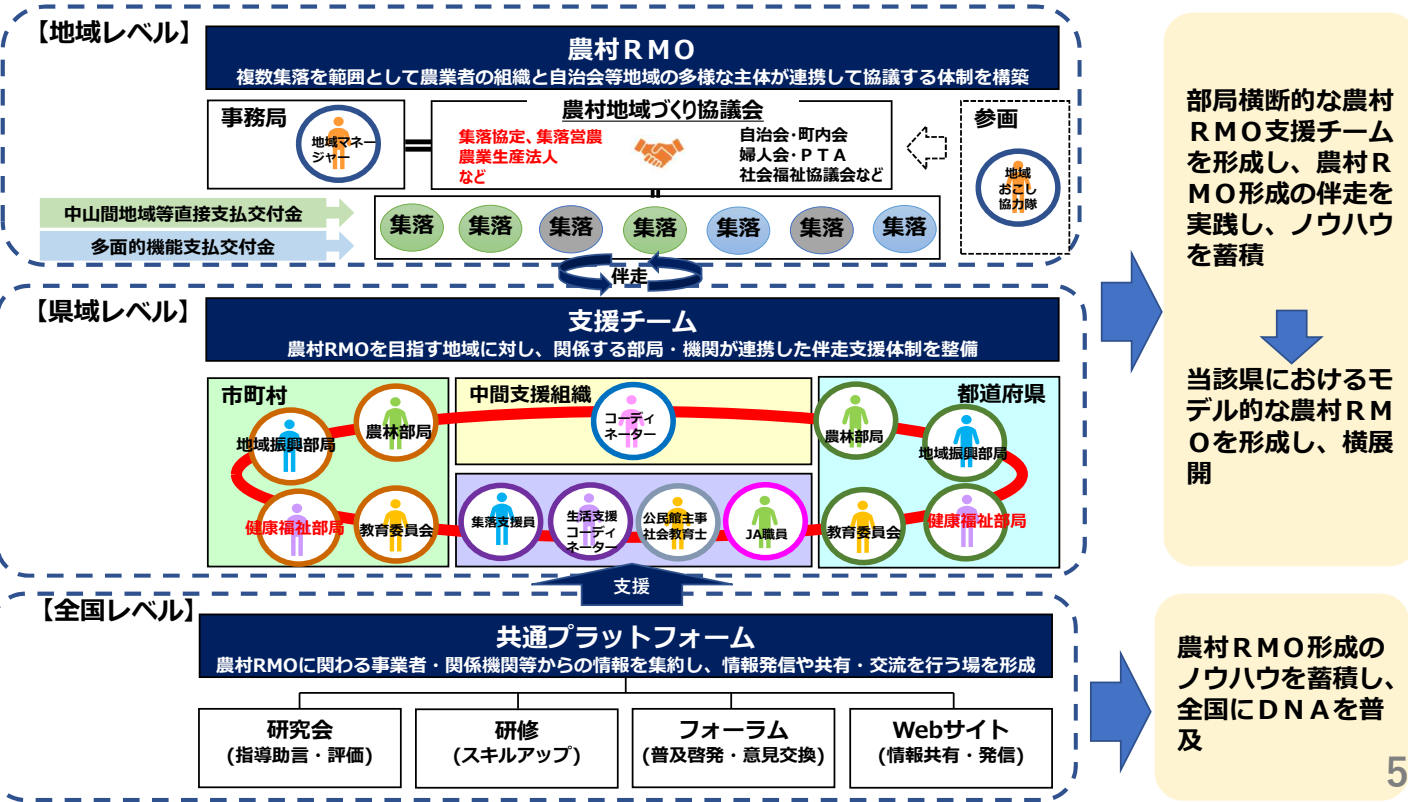


中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村RMO形成推進に関する推進体制

- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。



農村RMO形成推進に向けた各府省連携

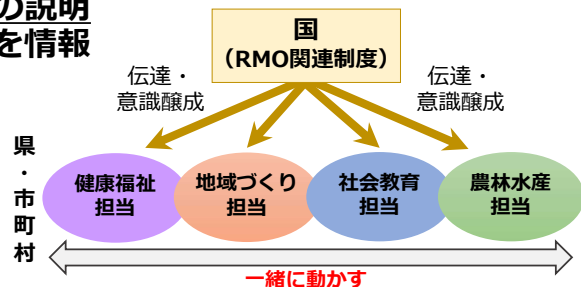
1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> 集落支援員 地域おこし協力隊 地域プロジェクトマネージャー 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化起業人 特定地域づくり協同組合 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 地方交付税 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 生活支援コーディネーター 介護保険法に基づく地域支援事業 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】第115回中央教育審議会生涯学習分科会(R4.2.15)
- 【厚生労働省】重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
- 【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議(R4.3.18)
- 【内閣府】小さな拠点・地域運営組織/関係人口担当者会議(R4.5.10)
- 【厚生労働省】社会保障審議会介護保険部会(R4.5.16)



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、各種団体等
- 【会議の内容】①現場情報の共有、②関連施策の共有
- 【開催実績】第1回(R3.10.21)、第2回(R4.1.20)、農村RMO推進シンポジウム(R4.3.10)
- 農村RMO推進研究会（第1回：R4.9.5、第2回：R5.3.2）**



R4.9.5 農村RMO推進研究会

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間】 最大3年間

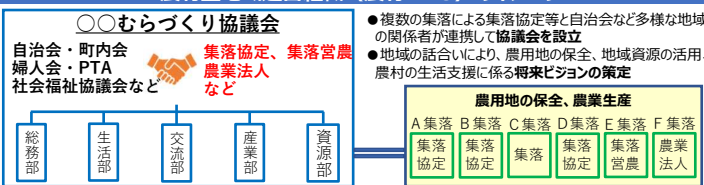
【交付率（上限）】 定額（1,000万円(年基準額)×事業年数)

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援

農村RMO形成伴走支援

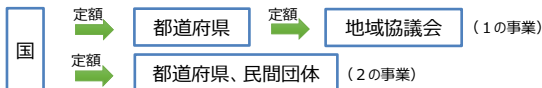


【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

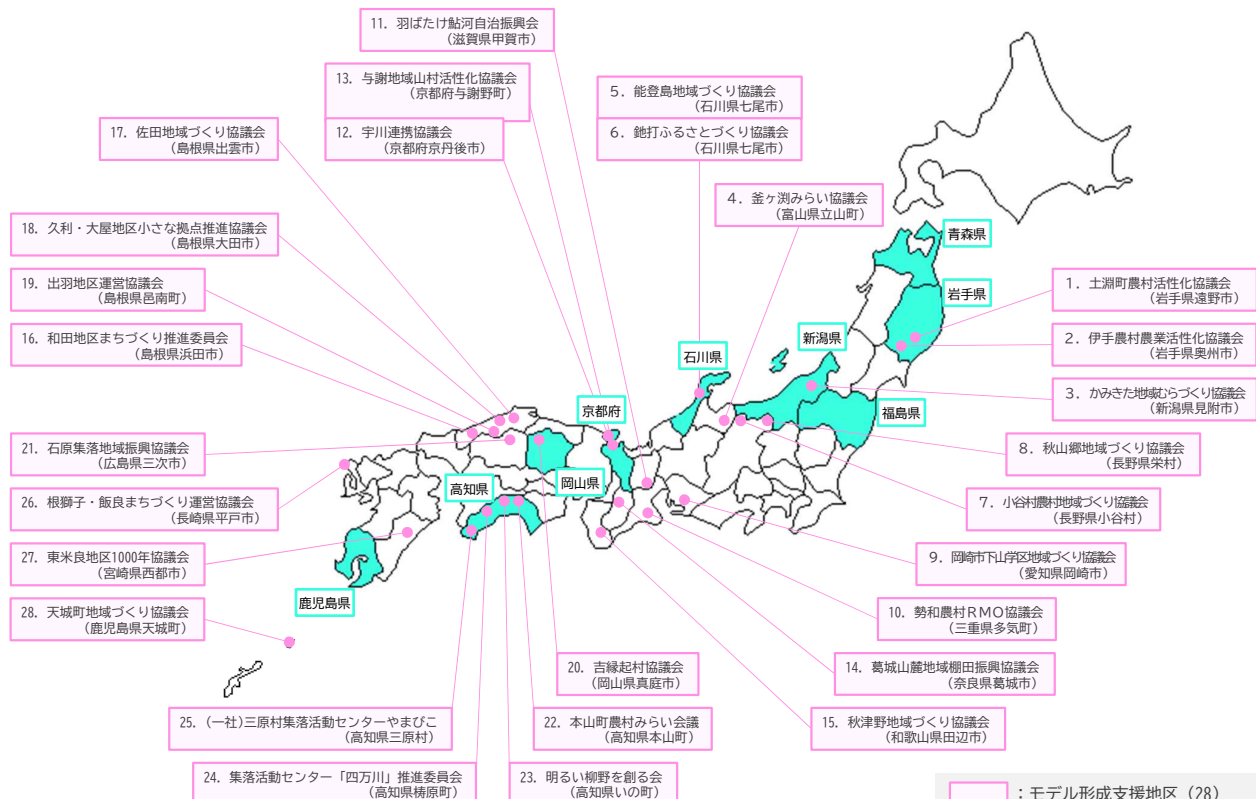
農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※下線部は拡充内容
※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



令和4年度 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 取組状況



：モデル形成支援地区（28）

：伴走支援実施の都道府県（9）

注）青森県と福島県の伴走支援は、中山間地農業ルネッサンス推進事業による取組

2. 厚生労働施策と連携した取組

多様なプレイヤーにより農村空間を活用、地域の農地を有効活用

農村RMOが関係する
多種多様なプレイヤー



高齢者の介護予防事業



社会・環境教育
(公民館活動)



障がい者福祉施設との連携



生活困窮者などの農園利用



新規就農者



地域おこし協力隊



婦人会による特産物づくり



「100銀行」「100食品」「100建設」等
地域企業のCSR活動

地域の農地を有効活用



生きがいつくりの場



交流の場



緑肥作物/有機農業の取組



養蜂家と連携した蜜源作物



放牧の取組



手間のかからない作物の植栽



鳥獣緩衝帯として利用



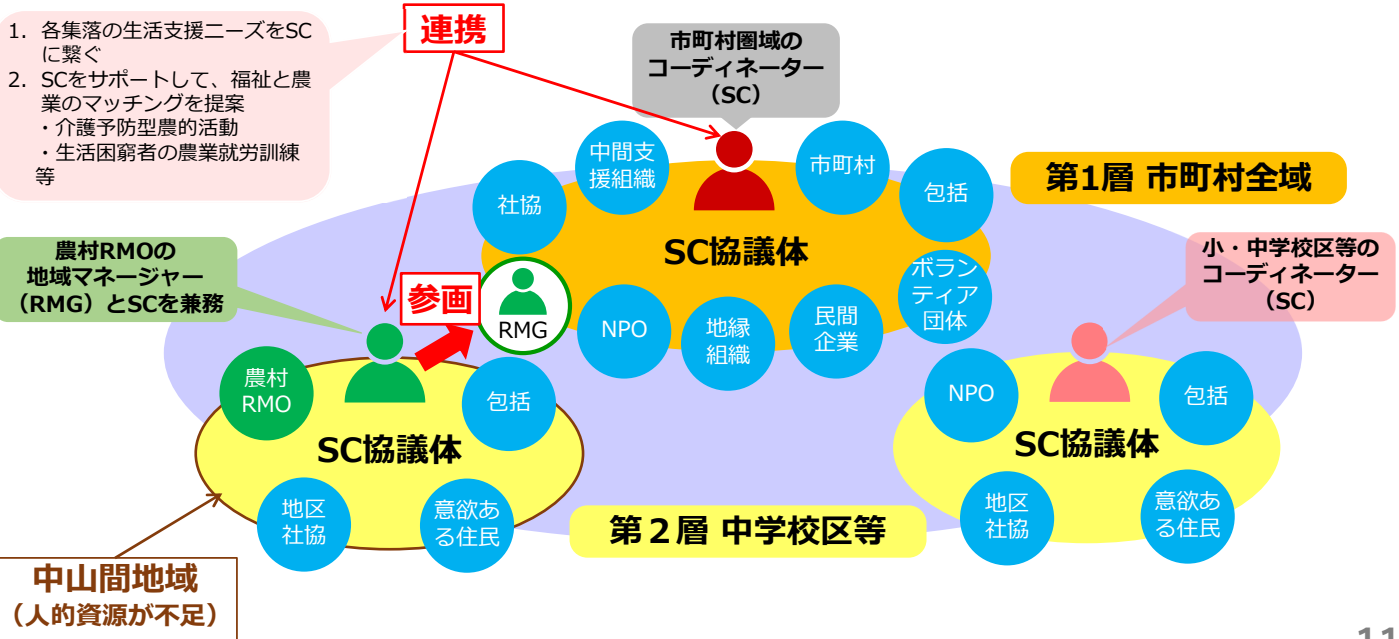
計画的な植林

農村空間の管理

地域で支えるむらづくりの推進

生活支援コーディネーター（SC）との連携、SC協議体への参画（厚生労働省）

- 中山間地域において、複数集落を補完する農村RMOの地域マネージャー（RMG）が、市町村圏域のSCと連携やSC協議体に参画することで、中山間地域の生活支援ニーズ等を把握し、福祉と農業のマッチングも含めたきめ細かなサービスを提供。
- 特に人的資源が不足する地域では、生活支援コーディネーター養成研修の受講やSC協議体への参画等により、農村RMOの地域マネージャーを地域の中核的な人材として積極的に育成することも有効ではないか。



「福祉農園」から始まる「農村版地域包括ケアシステム」の構築

（事例：岩手県花巻市 高松第三行政区）

- ・ 農村RMOが地域の課題解決に向け、農業・福祉の関係団体との連携による取組を実施。
- ・ 福祉農園における農作業や交流を通じて、高齢者・障がい者・子どもを含めた共生型地域コミュニティを形成。



福祉農園での活動を通じて、共生型地域コミュニティを形成！

10世帯が移住！



一般介護予防事業の活用した高齢者の農的活動事例の充実（厚生労働省）

- 地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした農的活動への支援が可能。
- 高齢者の農的活動において、農作業の指導、農園の管理等を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。

◆ 農的活動の事例（高知県香美市）

介護予防型農的活動

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」 ～厚生労働省 一般介護予防事業の活用～

- ・ 2013年より介護予防対策として男性も参加しやすいメニューとして農的活動を実施。
- ・ 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（1区画5×6m）に分け、農業経験のない定年退職者が、通年で栽培。（28人（うち男性12人）が登録し、60歳代、70歳代、80歳代が参加）
- ・ 地域の農家が月2回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が、交代で対応や菜園管理を実施。
- ・ 月曜～土曜8:30～17:00の間は、自由に入出りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- ・ 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加。また参加者の一部が独立し、農業生産と販売を開始。



効果

- 福祉側 介護予防/交流機会創出/
新たな人間関係創出/
コミュニケーションが活発化
- 農業側 農地保全/新たな担い手創出

ポイント

- 総合事業の一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

13

生活困窮者等の就農訓練（厚生労働省）

- 都市側の失業者や生活困窮者などの就農訓練を農村RMOが受け皿となって実施・調整することが期待できる。
- 大阪府豊中市では、府の交付金を活用し、高知県土佐町等の農業法人の協力を得て、参加者の事前研修・現地支援などの業務を大阪市の株式会社FPI（農業塾等を運営する会社）等に委託し、農業法人において研修を行っている。
- 参加者の中には、フリーター・求職者のほか、ニート・引きこもりなどがある。

◆ 農業就労訓練の事例（大阪府豊中市と高知県土佐町との連携）

農業就労訓練

未来創造企業 株式会社FPI
（大阪府豊中市からの委託を受け就労支援）

JA土佐れいほく出資の農業法人
株式会社れいほく未来
（3週間の農業体験研修を実施）

経緯

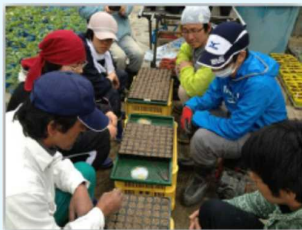
- 土佐町の第3セクターとして設置した産直販売店が大阪府豊中市にあり、同市と同町が交流。
- 若者就労支援と田舎暮らしでの農業体験研修生の受け入れ機関として協力。

取組内容

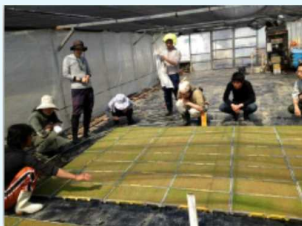
- 土佐町の農業インターンシップ事業の連携事業体として、農作業体験受入、長期の農業研修の指導。
- 同町の農業体験イベントでは、田植えの体験や農作業の指導、循環型と環境保全型農業の農産物をPRし販売。
- 「土佐あかうし」の飼養、飼料用作物の生産、農作業受託、中山間地域等直接支払制度の農業者サポート。

効果

- 移住者は、農業インターンシップ事業から5名、農業体験イベントから2名。
- 農業研修を現在受けている方のうち4名が自社で雇用就農を希望。
- 参加者には、複数回同町に訪れる方もおり、農業及び地域振興に寄与。



野菜種子播種作業研修



水稲育苗作業研修

14